予算責任者等が行うことができる契約事務について

平成１９年　４月　１日
機　構　長　裁　定
最近改正平成２１年４月１日

情報・システム研究機構会計規程（以下「会計規程」という。）第４１条の２第３項に定める予算責任者等が行うことができる契約事務については以下のとおりとする。

１　予算責任者等の定義

予算責任者等とは，本機構に所属する職員のうち，以下の各号に該当する者とする。

(1) 予算責任者から予算の配分を受けた職員（ただし，会計担当職員を除く。）

(2) 科学研究費補助金等の交付を受けた研究代表者及び研究分担者（総合研究大学院大学の学生に係る補助金等を含む。）

(3) 機構が経理を委任された助成金等の代表者

(4) その他機構長が認めた者

２　契約事務の範囲

前項の予算責任者等が行うことができる契約事務は，当該予算責任者等が執行する経費に係る物品購入及び役務契約（施設に係るものを除く。）等別に定めるもの（以下「取引」という。）に限る。

なお，発注にあたっては，発注の事実を証する書類を作成し経理責任者に直ちに提出しなければならない。

３　検査及び監督

前項の取引に基づく納品又は役務完了の確認のための検査及び監督は，経理責任者又は経理責任者から委任を受けた事務職員又は技術職員（特任専門員及び特任技術専門員を含む。）が行わなければならない。

なお，これに依り難い場合は，その都度，事前に経理責任者と協議するものとする。

附　則

本改正は，平成２１年４月１日から施行する。